

事務連絡
令和4年12月20日

デイ職員 様
シルバー 様

カトレヤデイサービスセンター
管理者 中村 守

今後の新型コロナウイルス感染症対策の対処方針について
(基準日：令和4年12月20日)

事 例	出勤の有無	抗原検査などの対応
職員等宅に県外から訪問者が あった場合	勤務表通りの出勤可能	・訪問日の翌日から3日目に職員等 は抗原検査を行う。 ・訪問者の抗原検査は行わない。但 し、なるべく訪問前に抗原検査を職 員から依頼する。
職員等宅に県内から訪問者が あった場合(普段一緒に暮らさ ない者)	勤務表通りの出勤可能	・訪問日の翌日から3日目に職員等 は抗原検査を行う。
職員等が県外に訪問(日帰り) した場合	勤務表通りの出勤可能	・帰宅日の翌日から3日目に抗原検 査を行う。
職員等が県外に訪問(宿泊を伴 う)した場合	勤務表通りの出勤可能	・帰宅日の翌日から3日目に抗原検 査を行う。
同居職員の児童通学する学校 で学級及び学年閉鎖等となっ た場合	勤務表通りの出勤可能	・自宅待機児童が濃厚接触対象者以 外の場合 ・風邪や発熱症状がなく健康上何ら 問題ない場合

※職員等とはデイ職員(同居家族含)及びシルバー(同居家族含)のこと。
※当該事例が生じた時から「体調チェック 報告書」を記入して終了後、提出すること。

3日目の解釈は、来客があった日及び職員が県外から帰宅した日を0日とし、その翌
日から3日目のことである。

検査を行う3日間の勤務では、特に日頃の感染対策以上に周囲に配慮した感染対策に
努めて業務に臨むことを強くお願いします。

上記の指針は、すべて皆様からの申告から成立するものであります。事前、事後を問
わず、速やかに上司に報告・相談して指示に守ってください。